

訪問型サービス類型																
基準等	類型	現行相当	訪問型A（緩和基準）	訪問型B（NPO法人等）												
事業主体等		既存訪問介護指定事業所	既存訪問介護指定事業所等	NPO法人等												
対象者		<ul style="list-style-type: none"> <li>既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース</li> <li>以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) <ul style="list-style-type: none"> <li>認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者</li> <li>退院直後で状態が変化しやすく、専門的なサービスが特に必要な者 等</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要支援者</li> <li>チェックリストによる事業対象者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要支援者</li> <li>チェックリストによる事業対象者</li> </ul>												
サービス内容等		身体介護中心	生活援助全般 (例) <ul style="list-style-type: none"> <li>調理、掃除等やその一部介助</li> <li>ゴミの分別やゴミ出し</li> <li>重い物の買い物代行や同行</li> </ul>	住民主体の自主活動として行う生活援助等(給付外サービスも可) (例) <ul style="list-style-type: none"> <li>外出付き添い</li> <li>布団干し、階段の掃除</li> <li>買い物代行や調理、ゴミ出し、電球の交換、代筆</li> </ul>												
サービス提供の頻度		週1日～2日	週1日～2日	利用者との相談により設定												
指定/委託等		指定	指定	補助												
人員基準等		国基準通り	<ul style="list-style-type: none"> <li>国基準を緩和した基準</li> <li>担い手は、ヘルパーもしくは一定の研修受講者を想定</li> <li>訪問介護計画書作成の簡素化</li> </ul>	一定規模のエリアを担当すること <table border="1" data-bbox="2300 1260 2864 1438"> <thead> <tr> <th></th> <th>必要な資格</th> <th>配置要件</th> <th>雇用形態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コーディネーター</td> <td>なし</td> <td>1以上</td> <td>有償又は無償ボランティア</td> </tr> <tr> <td>従事者</td> <td>最低限の研修受講者等</td> <td>必要数</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		必要な資格	配置要件	雇用形態	コーディネーター	なし	1以上	有償又は無償ボランティア	従事者	最低限の研修受講者等	必要数	
	必要な資格	配置要件	雇用形態													
コーディネーター	なし	1以上	有償又は無償ボランティア													
従事者	最低限の研修受講者等	必要数														
報酬		国単価通り	現行相当の8割	運営費補助												
利用者負担		1割または2割	1割または2割	実施主体が設定												
支払方法		国保連経由	国保連経由	事業者へ直接支払												
限度額管理		有	有	無												
ケアマネジメント類型		従来型（A）	簡易型（B）	セルフ型（C）												

通所型サービス類型

基準等	類型	現行相当	通所型C（短期集中）	一般介護予防事業
事業主体等		既存通所介護指定事業所	事業者等	住民団体、事業者等
対象者		<ul style="list-style-type: none"> <li>既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース</li> <li>多様なサービスの利用が難しいケース</li> <li>集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース</li> </ul>	要支援者、事業対象者のうち、ケアマネジメントで、以下のような支援が必要なケース <ul style="list-style-type: none"> <li>体力の改善に向けた支援が必要なケース</li> <li>健康管理の維持・改善が必要なケース</li> <li>閉じこもりに対する支援が必要なケース</li> <li>ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース</li> </ul>	要支援者、事業対象者、一般高齢者で主に日常生活に支障のない者であって、通いの場に行くことにより介護予防が見込まれるケース
サービス内容等		通所介護と同様のサービス（入浴、機能訓練等）	日常生活に支障のある生活行為を改善するために、利用者の個別性に応じて、下記のプログラムを複合的に実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>運動器の機能向上</li> <li>栄養改善</li> <li>口腔機能の向上</li> <li>膝痛・腰痛対策</li> <li>閉じこもり予防・支援</li> <li>認知機能の低下予防・支援</li> <li>うつ予防・支援</li> <li>ADL/IADLの改善</li> </ul>	介護予防に資する住民運営の通いの場づくり <ul style="list-style-type: none"> <li>体操、運動等の活動</li> <li>趣味活動等を通じた日中の居場所づくり</li> <li>交流会、サロン 等</li> </ul>
サービス提供の頻度		週1～2回	1クール12回（週1回×3か月間）	月●回以上、通年開催
送迎		有	無	実施主体の任意
サービスを提供する場所		既存の介護予防通所介護事業所	指定場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の施設</li> <li>空き家 商店街空きスペース</li> <li>特養、老健の空きスペース</li> <li>個人宅</li> <li>NPO法人等が所有または賃貸する施設 等</li> </ul>
指定／委託等		指定	委託	補助
基準		国基準通り※	職員配置等	個人情報保護等の最低限の基準
報酬		国単価通り※	委託料	運営費補助
利用者負担		1割または2割	検討中	実施主体が設定
支払方法		国保連経由	事業者へ直接支払	事業者へ直接支払
限度額管理		有	無	無
備考		※介護予防通所介護における本来の目的を達成することを要件とする		
ケアマネジメント類型		従来型（A）	簡易型（B）	セルフ型（C）